

長建協発第379号
平成23年12月7日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災後、被災地域における国、地方公共団体が発注する工事については、工事代金の前金払いを行う割合を引き上げる特例措置が講じられております。

国土交通省では、国や地方公共団体から補助金の交付を受けて復旧事業を行う公益的民間施設（私立学校、医療・介護施設、障害者支援施設、児童福祉施設など）についても、国や地方公共団体に準じて前金払いが適切に実施されること、また復旧事業以外の事業についても同様に配慮されることが必要であると考え、各都道府県に対して公益的民間施設の工事を発注する法人にその旨を周知するように要請したところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。